

(公印省略)
介高第924-10014号
令和6年3月27日

各特別養護老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 窪田 智佳子

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて

日頃から、新型コロナウイルス感染症の対応に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
別紙のとおり、厚生労働省から令和6年3月19日付け事務連絡「令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が送付されました。臨時的な取扱いは一部を除き、令和6年3月31日に廃止となりますので、内容についてご確認いただき、適切な運用をお願いいたします。

また、これに基づき、令和2年3月2日付け県介護高齢課事務連絡にてお知らせした、「群馬県が所管する介護保険施設及び事業所における取扱い(別添)」についても、令和6年3月31日をもって廃止することとしましたので、内容についてご確認ください。

事務担当

福祉施設係(電話:027-226-2569)

保健・居住施設係(電話:027-226-2566)

居宅サービス係(電話:027-226-2575)

別添

令和2年3月2日
一部改正 令和5年5月19日
廃止 令和6年3月31日
群馬県介護高齢課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

下記の取扱いを**令和6年3月31日をもって廃止**とします。

なお、2(1)(2)、3については、令和6年度介護報酬改定により、基準上の取扱いが緩和されています。新基準を踏まえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 各サービス共通

(1) 人員基準欠如（夜勤職員配置基準は除く）

利用者の処遇に配慮した上で、次のいずれも満たす場合は、介護報酬の請求上は人員基準欠如とみなさない。

- ① 当初予定していた勤務体制では、基準を満たしていた。
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、結果として、基準を満たせなかった。
- ③②について理由を記録の上、後日、確認を求められた場合に説明ができるようにすること。

(2) 基準以上の人員を配置した場合に算定可能となる加算

(1) 人員基準欠如と同様の取扱いとする。

ただし、夜勤職員配置加算及び当月から新規に取得する加算は除く。

2 施設サービス共通

(1) ユニット型施設における職員配置

新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、当初予定していた勤務体制が維持できない場合は、ユニットを超えた職員配置を可能とする。

(2) 施設長(管理者)の直接処遇職員との兼務について（介護保険施設）

新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず施設長(管理者)が直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。

3 居宅サービス共通

管理者の直接処遇職員との兼務について（居宅サービス事業所）

新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、当初予定していた勤務体制が維持できず、やむを得ず管理者が同一敷地内の併設事業所等（有料老人ホーム含む）の直接処遇職員の業務に従事せざるを得ない場合は、兼務を認める。

※群馬県所管以外の施設・事業者については、各自治体に御確認をお願いします。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老 人 保 健 課

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位
置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日
付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）によりお示ししているところ
です。

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援
等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事
業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する別紙に記載の事務連絡については、令和
6 年 3 月 31 日をもって廃止します。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業
所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日ま
での間において、別添のとおりとしたので、これらの取扱いに遺漏のないよう、貴管
内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底をお願いします。

(別添)

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
※この事務連絡が第1報扱い
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)
(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)
(令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)
(令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)
(令和2年3月26日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)
(令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)
(令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)
(令和2年4月10日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 9 報）

（令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 10 報）

（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）

（令和 2 年 5 月 25 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）

（令和 2 年 6 月 1 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）

（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 14 報）

（令和 2 年 8 月 13 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 15 報）

（令和 2 年 8 月 27 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 16 報）

（令和 2 年 10 月 21 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）

（令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）

（令和 3 年 2 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）

（令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）

（令和 3 年 4 月 5 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）

（令和 3 年 5 月 6 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）

（令和 3 年 5 月 20 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 23 報）

（令和 3 年 6 月 8 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）

（令和 3 年 7 月 2 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 25 報）

（令和 3 年 7 月 19 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 26 報）

（令和 3 年 8 月 11 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）

（令和 4 年 2 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 9 月 15 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）